

第3回アイヌ政策検討市民会議

森林認証と先住民族の基本政策

上村 英明

(市民外交センター・恵泉女学園大学)

2016年11月19日

16時~16時30分

1. はじめに:

1) ご挨拶と自己紹介

2) 森林認証制度のメカニズムと今後の課題

＞いわゆるソフトローとしての規範

＞実践的政策

＞実行に関する課題

3) アイヌ民族政策の基礎に必要なこと

＞昨今の問題発言

＞歴史認識の不在

＞「北海道」の地位の再検証

2. 森林認証制度①: 森林認証運用機関

1) 目的: 持続可能な森林運営に向け、適正に管理された森林から産出された木材およびそれを利用した製品に、第三者機関が認証マークを付与する。

⇒ 緩やかな規範(ソフトロー)による権利保障を行う

⇒ 認証による付加価値を高め、市場メカニズムを利用する

2) 主要な国際認証団体

・「森林管理協議会」(FSC)(1994年): 「FSCジャパン」(2010年)

⇒ 国際的な認証規準「原則と規準」

⇒ 上記に従い各国内団体が国内規準を策定

・「PEFC森林認証プログラム」(PEFC)(1999年):

⇒ 国内の認証規準をもつ団体を指定

⇒ PEFCが認めた国内の認証規準を各国事務所が相互に適用

3) 日本の国内認証機関: 「緑の循環認証会議」(SGEC)



3. 森林認証制度②: 先住民族の権利をめぐる動き

*FSC:

- ・2012年:「原則と基準」第5版に改正: UNDRIPを認証規準化
- ・2013年: FSCジャパン: 北海道の森林にアイヌ民族の権利を承認
- ・2014年: 北海道アイヌ協会と製紙会社の協議開始
- ・2015年: 日本における国内規準の改正作業開始
- ・2016年: FSC理事会の先住民族諮問委員に貝沢耕一さんが就任

*PEFCとSGEC:

- ・2010年: 各国事務所の認可規準にUNDRIPを指定(但し、先住民族の権利は明記しない)
- ・2014年: SGECがPEFCに加盟
- ・2015年: PEFCの第三者委員会の委員が北海道アイヌ協会にコンタクト
- ・2016年: SGECが国内規準の改正作業を始める

*北海道アイヌ協会: SGECの国内規準改正の促進をアイヌ政策推進会議に提言＝SGECは、国有林、道有林などに関わる

4. 森林認証制度のもうひとつの側面

* 認証運用団体: FSC、PEFC、SGEC

⇒ 認証規準を作ることに目的がある

* 認証団体: SGS、アマタ、Control Union Japan

⇒ 具体的な現場で、企業、林業家、先住民族団体と話し合いながら認証の付与を決定する

⇒ 認証は5年ごとに更新の本審査、毎年予備審査がある

⇒ 認証に関するトラブルは、認証団体と国際事務局で処理

⇒ 認証団体の認証審査官は、日本では、林学の専門家がほとんど

>>> 先住民族の権利保障に関しては、認証審査官の「人権教育」が不可欠

>>> 認証審査そのものへの先住民族の参加が必要



森林(木材・紙)・水産
関連事業者の方へ

5. 先住民族政策の土台

* アイヌ民族政策の根本問題

- ・アイヌ民族の「近代」への、(政府の)公式な歴史見解がない
⇒OK准教授の問題発言のすべては「近代」の評価
⇒なぜ、「アイヌ民族政策」を取る必要があるのか、という理由の確認ができていない

* アイヌ民族側:

- ・1984年: アイヌ新法案(○)

* 日本政府側:

- ・1997年: アイヌ文化振興法(×)
- ・2009年: アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書(△)
- ・2020年: 新しいアイヌ立法?



7. アイヌ新法案とアイヌ文化振興法

1) アイヌ新法案: (本法を制定する理由)

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。...

2) アイヌ文化振興法(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

6. アイヌ対策のあり方に関する有識者懇談会

明治に入ってから、和人が大規模に北海道へと移住し開拓が進展する。その陰で、先住していたアイヌの人々は、文化に深刻な打撃を受ける。近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。また、民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前に至った。このように近代国家形成過程の中で、土地政策や同化政策などにより、先住民族であるアイヌの文化は深刻な打撃を受けたといえる。また、圧倒的多数の和人移住者の中で、アイヌの人々は被支配的な立場に追い込まれ、様々な局面で差別の対象ともなった。明治32（1899）年には北海道旧土人保護法が施行されたが、アイヌの人々の窮状を十分改善するには至らなかった。

8. 政府の歴史認識の形成に向けて(1)

北海道新聞 2016年11月7日

北大名誉教授の井上勝生さん(71)＝札幌市、専門は日本近世史＝が、2009年に政府の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」がまとめた報告書の中の北海道旧土人保護法(1899年公布、2007年廃止)の位置づけを、一部見直すべきだと主張している。研究が立ち遅れていた旧土人保護法制定前夜のアイヌ民族の様子が、最近の研究で分かってきたからで、それを反映すべきだという。(椎名宏智)

報告書は、旧土人保護法について「アイヌの人々の生活状況等をめぐる諸問題について一通りの対策を示した」とし、その主な内容に「(北海道庁長官による)共有財産の管理」を挙げた。だが井上さんは「アイヌ民族自身が当時、共有財産を緻密に管理していた証拠が見つかり始めた。少なくとも十勝川下流域では、共有財産はアイヌの人たちが適切に管理しており、北海道庁長官が管理する法律は必要なかった」と話す。

9. 政府の歴史認識の形成に向けて(2)

北海道新聞、2016年6月14日

非政府組織「市民外交センター」

上村 英明代表

アイヌ民族に対する生活・教育支援は道などがすでに行っているが、法的



な根拠はなく、政治家の判断で変わる可能性もある。政策を安定させる上で法

整備は欠かせない。政府は具体的な検討を進めるべきだ。

ただアイヌ民族の生活・教育支援が長年実現しなかった背景には、政府が明治の開拓期以降行ってきた差別的な政策の歴史を十分に認識していないことがある。2009年に政府の有識者

差別的政策 責任検証を

懇談会がまとめた報告書でも、土地政策や同化政策でアイヌ民族に不利益を与えたとする記述はあるものの、政府の責任には言及していない。

政策の基礎となる歴史認識や政府の責任についての議論を欠いたままで新法の制定を検討すれば、「アイヌ民族ばかりを優遇するのはおかしい」という議論にもつながりかねない。国民の幅広い理解を得るためにも、まずはアイヌ政策推進会議に専門部会などを設置し、政府の責任を真っ正面から検証するべきだ。同時に、道が行っている生活・教育支援のどこが不十分なのかを点検し、アイヌ民族のニーズも把握した上で、具体的にどのような法整備が必要なのか検討する必要がある。

10. 歴史認識の本質：「植民地」としての認定

法律文化社(2012年)



早稲田大学出版局(2016年)



11. 「植民地」認定に向けて：日本平和学会の役割

巻頭言

日本における脱植民地化の論理と平和学—その関係性の整理と問題提起

上村英明／藤岡美恵子

●依頼論文

1 植民政策から平和学へ

日本平和研究の当面する脱植民地課題 西川潤

2 人権／国際法の系譜学

脱植民地化の視座 阿部浩己

3 戦後和解と植民地後和解のギャップ

ドイツ-ナミビア間の遺骨返還を事例に 小田博志

4 日本の外交において継続する「植民地主義」

対アフリカ外交を中心に 高林敏之

>>2017年春季大会：7月1日～2日（北海道大学）

Thank you for your listening to me!

Hideaki UEMURA